



平成 28 年 6 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社T&Cメディカルサイエンス
代表者名 代表取締役 田中 茂樹
(コード番号 3832)
問合せ先 取締役 松本 貞子
(TEL. 03-5443-7489)

第三者割当による新株式（現物出資（デッドエクイティスワップ））、
第11回新株予約権及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（行使価額修正条項付）
発行に関するお知らせ

記

当社は、平成28年6月13日開催の当社取締役会において、第三者割当による新株式（以下「本新株式」といいます。）、第11回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）及び第1回行使価額修正条項付転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」という。）の発行（以下「本第三者割当」といいます。）に関して、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

1. 募集の概要

(1) 本第三者割当による新株式発行の概要

① 払 込 期 日	平成 28 年 6 月 30 日
② 発 行 新 株 式 数	1,616,200 株
③ 発 行 価 額	1 株につき 127 円
④ 発 行 価 額 の 総 額	205,257,400 円 全額現物出資（デッドエクイティスワップ）によるものであります。
⑤ 募集又は割当方法	第三者割当の方法による
⑥ 割 当 先 及 び 割 当 株 式 数	田中茂樹 701,400 株 豊崎修 492,100 株 梅村晋平 265,300 株 Ibuki Japan Fund 157,400 株
⑦ 現物出資財産の内容及び価額	田中茂樹氏が当社に対して有する金銭債権の内 89,077 千円 豊崎修氏が当社に対して有する金銭債権の内 62,496 千円

	梅村晋平氏が当社に対して有する金銭債権の内 33,693 千円 Ibuki Japan Fund が当社に対して有する金銭債権の内 19,989 千円
⑧ そ の 他	上記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。

(2) 本新株予約権発行の概要

① 割 当 日	平成 28 年 6 月 29 日
② 新株予約権の総数	17,391 個 (新株予約権 1 個につき 100 株)
③ 発 行 価 額	新株予約権 1 個当り 361 円 (1 株につき 3.61 円)
④ 当該発行による 潜在株式数	1,739,100 株
⑤ 調 達 資 金 の 額	206,274,651 円 (新株予約権の発行による調達額 : 6,278,151 円) (新株予約権の行使による調達額 : 199,996,500 円)
⑥ 行 使 価 額	1 株当り 115 円
⑦ 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当により、以下の割当予定先に割り当てます。 合同会社 P T B 17,391 個
⑧ そ の 他	(i) 上記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。 (ii) 取得条項 本新株予約権の割当日以降、当社は、当社取締役会が別途定める日 (以下「取得日」という。) の 2 週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権 1 個につき金 361 円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものといたします。

(3) 本新株予約権付社債発行の概要

① 払 込 期 日	平成 28 年 6 月 29 日
② 新 株 予 約 権 数	17,391 個
③ 社債及び新株予約権の発行価額	本新株予約権付社債 : 額面 100 円につき 100 円 本新株予約権 : 本新株予約権と引換に金銭の払込みを要しません。

④ 当該発行による潜在株式数	当初転換価額 : 1,739,100 株 上限転換価額 : 1,147,806 株 下限転換価額 : 3,443,418 株
⑤ 資金調達の額	199,996,500 円
⑥ 転換価額	転換価額は、毎週金曜日を決定日として、決定日の終値（終値がない場合や決定日が取引日でない場合は、決定日の直前の終値のある取引日）の 90%に転換価額が修正されます。
⑦ 募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当方式 合同会社 P T B
⑧ 利率及び償還期日	年率 3% 平成 29 年 6 月 28 日
⑨ 償還価額	額面 100 円につき 100 円
⑩ その他	<p>(i) 上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件としております。</p> <p>(ii) 当社は、合同会社 P T B との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に係る総数引受契約を締結する予定であります。</p> <p>(iii) 当社と割当予定先は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同施行規則第 436 条第 1 項から第 5 項までの定めに基づき、MSCB 等の引受人による行使を制限するよう措置を講じるため、割当予定先との間で、新株予約権を行使しようとする日を含む暦月の 1 ヶ月において払込時点の発行済株式総数の 10%を越える部分にかかる行使を行わない（当社が本新株予約権とは別の MSCB 等で当該 MSCB 等に係る新株予約権等の行使請求期間が本新株予約権と重複するものを発行する場合には、暦月の 1 ヶ月間において本新株予約権の行使により交付された当社普通株式の数の合計を計算するにあたって、複数の者による新株予約権等の行使数量を合算するとともに同じ暦月において当該 MSCB 等に係る新株予約権等の行使により交付されることとなる当社普通株式の数も合算するものとする）について、本新株予約権の割当予定先による行使を制限するよう措置を講じる予定であります。</p> <p>(iv) 修正される行使価額の範囲に上限値と下限値を設定しており、上限行使価額は当初行使価額の 150%、下限行使価額は当初行使価額の 50%です。</p>

2. 募集の目的及び理由

(1) 当社グループの現状

当社グループは、平成 24 年 11 月期において、242 百万円の債務超過となったことから、債務超過を早急に改善するため、平成 25 年 9 月に第三者割当増資（デットエクイティスワップ）及びライツ・オフリングを実施いたしました。ライツ・オフリングにより調達した資金は 267 百万円、諸費用 40 百万円を控除した手取金 227 百万円の充当状況は次のとおりです。

① 医療機器製造販売

当社は、調達した資金のうち 100 百万円にて、連結子会社である株式会社メディエート（以下、メディエート社）が発行する転換社債型新株予約権付社債を引受けました。メディエート社は、主に戦略商品であるホルムアルデヒドガス低温ガス滅菌器の製造について、澁谷工業株式会社（以下、澁谷工業社）への製造委託に伴う外注費の支払いに充当いたしました。これにより、メディエート社は、大きな設備投資を行わず増産体制を整えることができ、また、澁谷工業社と大型滅菌器の共同開発を進めました。その結果、メディエート社の戦略商品「エコパルザー滅菌器 PS - 140」の大型器「エコパルザー滅菌器 300」を開発し、平成 27 年 10 月 9 日付で医薬品医療機器等法に基づく医療機器の認証を取得いたしました。「エコパルザー滅菌器 300」の導入により、「エコパルザー PS - 140」では対応しきれなかった大規模な医療機関等においても、一度に大量の滅菌物を処理できることから、より多くの医療現場への販売に向けて取り組み、平成 28 年 11 月期第 1 四半期より販売実績をあげております。

② 先端医療機器の輸入販売

当社は、①に加え、あらたに先端医療機器の輸入販売を開始したことに伴い、リュウマチ診断装置 Xiralite の仕入及び人件費として 27 百万円を充当いたしました。Xiralite については、厚生労働省による医療機器製造販売の承認に向けて、某大学付属病院においてデータ収集を継続中であり、売上計上には至っておりません。現在は、同機器のほか、スペイン ONCOVISION 社製「乳房用ポジトロン CT 装置 MAMMI」、フランス EOS 社製 全身用 3D デジタル X 線システム EOS-urtea low dose 2D3D x-ray system を扱っております。

③ ETF に特化した投資顧問業務

連結子会社である株式会社 T&C XTF Japan は、金融アドバイザー事業において、ETF を使ったポートフォリオによる投資戦略を請け負う投資顧問業務開設に伴う費用として 100 百万円を充当いたしました。平成 26 年 5 月に財務局へ金融商品取引業者として投資助言・代理業の登録を済ませ、当社ホームページにおいて定期的に情報を配信しております。現時点において投資顧問の成約実績はありません。

このように、現時点において当該資金調達による成果は十分ではありませんが、当ライツ・オフリングにより、当社は債務超過を解消し、当社がこれまで行ってきました金融市場を

事業領域とする事業ポートフォリオから、医療関連事業を中核ビジネスとする事業再生に向けて体制を整えることができました。

その後の事業展開及び資金調達の状況は次のとおりです。

平成 25 年 11 月に、当社は、医療法人社団コスモフィールド（東京都新宿区左門町 20 番地 理事長 宇野公一、以下、「コスモフィールド」といいます）と経営戦略の策定や外国人検診の獲得等のサービスの販売促進及び営業全般の協力といったクリニックの運営・管理を受託する業務委託契約を締結し、病院やクリニックの運営管理業務を開始いたしました。コスモフィールドの宇野公一院長は核医学の権威であり、コスモフィールドでは従来のがん検診の課題を克服するため、PET-CT、MRI、超音波など最先端の診断機器を効果的に組み合わせた次世代検診を提案しております。一方、当社は、中国では日本の質の高い医療サービスに対するニーズが高いことから、中国の富裕層に向けて、コスモフィールドの次世代検診サービスを案内する子会社（北京天安徳喜医療科技有限公司）を中国北京に設立いたしました。

また、平成 25 年 12 月 20 日には、「再生因子(*)を使った再生医療」の事業化に向け、株式会社クオリーメン（東京都世田谷区成城 6-14-23-301 代表取締役 山下靖弘）（以下、クオリーメン社といいます。）及び株式会社ジェネシス（東京都中央区京橋一丁目 14 番 4 号 代表取締役 小田朝太郎）（以下、ジェネシス社といいます。）と業務提携契約を締結いたしました。しかしながら、平成 26 年 12 月 4 日にクオリーメン社からの契約解除通知により業務提携内容を変更し、当社とジェネシス社の 2 社による契約といたしました。（* 現在はその後の研究開発により「EndoSCA」に名称変更しております。）

さらに、平成 27 年 3 月 27 日付で銀座ソラリアクリニック（東京都中央区銀座 1-5-8 Ginza Willow Avenue BLDG5 階 院長 西池英里子）及び株式会社銀座ソラリア（東京都港区東麻布 1-29-3 代表取締役 横井千賀子）と業務委託契約を締結いたしました。当社は、コスモフィールドの運営管理を行い、中国の富裕層向けに検診ツーリズムを提供する中で、アンチエイジングや美容のニーズが多いことから、再生医療の最新技術を応用したアンチエイジングや美容に取り組んでいる銀座ソラリアクリニックの運営管理を受託し、協同することといたしました。

また当社は、ライセンス・オフリング終了後、平成 25 年 11 月に当社において医療事業部を設置し、医療関連事業を展開しております。

医療関連事業の強化にあたり、平成 25 年 12 月 19 日付で医療事業に携わる当社従業員に対するストックオプションとして新株予約権 10,000 個（普通株式 1,000,000 株）を割当てました。当該ストックオプションの行使により調達した資金は 332 百万円で、家賃 130 百万円、商品仕入 50 百万円、コスモフィールドへの貸付 41 百万円、研究開発費 30 百万円、弁護士等専門家報酬 26 百万円、人件費 24 百万円、子会社への貸付 13 百万円、借入金返済 11 百万円、税金 3 百万円、広告宣伝費 3 百万円に充当いたしました。また、平成 26 年 5 月 17 日付で取締役に対するストックオプションとして新株予約権 10,000 個（普通株式 1,000,000 株）を割

当てました。当該ストックオプションの行使により調達した資金は 391 百万円で、コスモフィールドへの貸付 114 百万円、家賃 60 百万円、商品仕入 49 百万円、子会社への貸付 49 百万円、人件費 44 百万円、敷金 37 百万円、研究開発費 11 百万円、弁護士等専門家報酬 9 百万円、借入金返済 7 百万円、銀座ソラリアクリニックへの貸付 4 百万円、税金 4 百万円、交通費 1 百万円に充当いたしました。さらに、平成 27 年 3 月 19 日付で取締役に対するストックオプションとして新株予約権 5,000 個（普通株式 500,000 株）を割当てました。当該ストックオプションの行使により調達した資金は 158 百万円で、商品仕入 33 百万円、子会社への貸付 28 百万円、コスモフィールドへの貸付 26 百万円、家賃 22 百万円、借入金返済 19 百万円、人件費 17 百万円、弁護士等専門家報酬 7 百万円、保険 3 百万円、銀座ソラリアクリニックへの貸付 2 百万円、交通費 1 百万円に充当いたしました。なお、平成 27 年 6 月 1 日付及び平成 27 年 9 月 28 日付で従業員に対するストックオプションとしての新株予約権をそれぞれ 400 個（普通 40,000 株）、4,975 個（普通株式 497,500 株）を付与いたしました。行使期間が未到来のため行使は行われておりません。

現在、当社グループは、医療関連事業を中核ビジネスとして、社会の高齢化に伴い増加する医療ニーズを捉えながら、将来の医療ビジネスの国際化をにらみ、国内外の医療機関との業務提携等によりその事業基盤の整備に取り組んでおります。具体的には、これまでも子会社が行ってまいりました医療機器製造販売に加え、病院やクリニックの管理・運営、先端医療機器の輸入販売、細胞移植を伴わない再生医療、次世代検診サービス、ヘルスケア商品の販売等の医療関連事業を展開しております。

このほか、金融アドバイザー事業においては、ファンドの管理・運用、投資スキームや ETF ポートフォリオを投資家に提供するアドバイザー業務を展開しております。食品関連事業においては、取引先のニーズに応え、食品の仕入や卸、小売りに関わる業務を行っております。これまで取り扱った商品は水産物で、平成 27 年 11 月期における売上は 1 百万円、平成 28 年 11 月期第 1 四半期における売上はありません。

一方、ETF に関するデータベース、分析ツールを金融機関や機関投資家へ提供する ETF 関連事業については、今後もシステム増強や増員等の新たな追加投資が必要なこと、医療関連事業とのシナジー効果が弱いこと、さらには相手方からの提案等を勘案した結果、平成 27 年 11 月 27 日付で、LSEG Information Service (US) Inc. に ETF 関連事業用資産を譲渡することを決定し、平成 27 年 12 月 18 日付で譲渡が完了いたしました。

これにより当社グループは、医療関連事業を中核に、金融アドバイザー事業及び食品関連事業といった成長性を重視した事業ポートフォリオを構築しております。

このような状況下、上記のとおり、当社は調達した資金を主に運転資金に充当するほか、業務委託元であるコスモフィールドへ貸付を行っております。平成 28 年 11 月期第 1 四半期末におけるコスモフィールドに対する貸付金等債権合計は 574 百万円です。当社は、医療関連事業を当社グループの中核事業として育成するうえで、コスモフィールドを当該事業の一

つの拠点として位置付けているため、コスモフィールドに対して、手厚い支援として資金貸付及び事業用不動産の貸与を行っているものです。当社としては、引き続きコスモフィールドの提案する次世代検診サービスの販売促進及び営業全般に協力する運営管理を行っており、中長期的な観点から再生医療ビジネスを核とした医療関連事業拡大による収益化を見込んでおりますが、平成 27 年 11 月期第 1 四半期末において監査法人と協議の上、金融商品会計基準に照らし 50%の貸倒引当金を計上し、同第 2 四半期末からは貸倒引当金を全額計上することとなりました。これにより、平成 27 年 11 月期末に 611 百万円の債務超過となりました。

さらに、再生医療ビジネスについては、国内外の医療機関との提携により臨床、治験を進めるため、主に中国企業と提携に向けた合意や契約を交わしたものの、提携契約の解除や提携により見込んでいたヘルスケア商品等の発注がなされなかったことにより売上計上に至りませんでした。また、医療機器製造販売においても、見込んでいた受注時期のずれや見込んでいた国外からの新規受注ができなかったことにより、平成 27 年 11 月期末において、8 期連続の営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上いたしました。

このように、現在、当社株式は JASDAQ の債務超過の上場廃止基準と JASDAQ の業績に関する上場廃止基準の双方において上場廃止にかかる猶予期間入りしていることから、平成 28 年 11 月期に営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローがいずれもマイナスに留まった場合、また、平成 28 年 11 月期末において債務超過の状態となった場合には、JASDAQ 市場の上場廃止基準に抵触し上場廃止となります。かかる状況に鑑みると、当社グループの喫緊の課題は、債務超過を早期に解消するとともに着実に売上を拡大し、黒字転換を図ることです。

(2) 本第三者割当の具体的な目的及び理由

当社グループにおける喫緊の課題のひとつである債務超過を解消するため、本第三者割当増資においてご協力いただける方の債務を現物出資していただくこと、また、営業利益、営業キャッシュ・フローを正にし、黒字化する取組みとして、次のとおり調達資金を充てるものです。

① 先端医療機器の仕入

当社グループの先端医療機器輸入販売事業において取り扱っているスペインの ONCOVISION 社製の「乳房用ポジトロン CT 装置 MAMMI」（以下、MAMMI といいます。）は、輸入販売元である株式会社メディテックファーストが平成 28 年 3 月 16 日に厚生労働省より医療機器製造販売の承認を受けました。従来の乳がん検診機器は、強い力で乳房を挟み押しつけることから、女性の中には、乳がん検診の重要性は理解しながらも、その痛みにより受診を避ける方が多くいます。MAMMI は、従来の乳がん検診装置と異なり、乳房を挟む必要がなく、痛みを伴わずに撮影することができます。当社は、平成 28 年 11 月期において、「痛くない乳がん検診」を実現している同機の販売を目指しており、平成 28

年6月から11月の間に80百万円をMAMMIの仕入資金に充当いたします。

② ヘルスケア商品の仕入

当社が平成27年7月より扱っているヘルスケア商品「RAD（レダクターゼAD）」は、健康寿命の実現に貢献する酵素ドリンク（清涼飲料水）です。本商品の主成分である天然型のN-アセチルグルコサミンは、じっくりと時間をかけて酵素加水分解することで生産され、自然界（体内）に存在するものと同様のものが得られます。通常のグルコサミンは、グルコサミン塩酸塩またはグルコサミン硫酸塩と言われるもので、酸分解して抽出された成分であり、苦渋味がします。N-アセチルグルコサミンは、通常のグルコサミンに比べて体内への吸収率が約3倍と高く、また自然な甘さがあります。N-アセチルグルコサミンを含んだ商品は他にも多くありますが、そのほとんどは錠剤です。錠剤にするためには、成分を混合しプレスをかけますので、本来の成分を壊してしまい、そのため製品効果は薄くなります。一方、本商品は成分を壊すことのないドリンク剤となっており飲みやすく、富山湾の深層水を脱塩処理した水が使用されています。この水には、健康維持に欠かせない微量栄養素のカルシウムやマグネシウムなどのミネラルがバランスよく含まれ理想の飲料といえます。当該商品の販売実績は、平成27年11月期において4百万円、平成28年11月期第1四半期において3百万円でしたが、本第三者割当により当社が仕入資金を調達できる見込みとなったタイミングで、これまで交渉を続けてきた、広州憶喜生物科技有限公司（広州市天河区珠江新城珠江東路13号 董事長 易丁萍）とMedisun Holding Limited (25/F, Octa Tower, 8 Lam Chak Street, Kowloon Bay, Hong Kong Chairman Danny Wong)への販売を目指しております。当社は、平成28年6月から平成28年8月にかけて、同商品の仕入資金として74百万円を充当いたします。

③ 「EndoSCA」自動培養装置の購入

当社は、「内在性幹細胞活性化因子（Endogenous Stem Cell Activator: EndoSCA）」及び「EndoSCAを使った再生医療」の研究開発・技術提供を行っております。EndoSCAとは、幹細胞を培養する際に幹細胞が分泌する産生物質（サイトカインといわれるたんぱく質群）のことで幹細胞移植と同等の治療効果をもっています。「EndoSCAを使った再生医療」とは、幹細胞そのものを移植するのではなく、幹細胞の培養液中に分泌された「EndoSCA」を投与するという医療技術です。

当社ではこれまで、発明者である名古屋大学上田実名誉教授の姓を用いて「上田因子」と名付けておりましたが、平成28年3月末に上田実氏が当社を退社したことに伴い、「内在性幹細胞活性化因子（Endogenous Stem Cell Activator: EndoSCA）」と名称を変更いたしました。

これまでの幹細胞移植による再生医療は、そのほとんどが自己細胞によるものであり、治療をはじめる前にあらかじめ本人の細胞を採取する必要がありました。全身麻酔や部分麻酔を行ったうえで骨髄や脂肪を採取し、その中から幹細胞を取り出し培養して移植する

方法です。本人以外の細胞を移植した場合は免疫拒絶反応を起こしてしまうため、他人の細胞を使用することはほとんど行われていませんでした。また、乳歯の歯髄や臍帯など小児の頃までに失ってしまう幹細胞を使用することはほとんど不可能でした。しかし、EndoSCAを用いた治療では、細胞自体は使わず、細胞の産生する液性成分のみ使用するので免疫拒絶反応を起こすことはありません。ですから、他人の幹細胞から作製したEndoSCAも使用することができるため、骨髄や脂肪だけでなく歯髄や臍帯の幹細胞も使用することが可能です。しかも、あらかじめEndoSCAを作製して保存しておけば、事故などの緊急時でもすぐに使用することができます。

これまで名古屋大学を中心に、さまざまな疾患を対象として、EndoSCAの治療効果が調べられてきました。動物実験などでEndoSCAの有効性が確認された疾患は、脳梗塞、アルツハイマー病、脊髄損傷、骨関連疾患、皮膚疾患、肺疾患、低酸素脳症、糖尿病、心筋梗塞、末梢神経疾患、関節リウマチ、肝炎、多発性硬化症があります。しかしながら、EndoSCAに含まれるすべての成分や効果が明らかになっているわけではなく、まだまだ研究途上の治療方法であります。

当社は、EndoSCAを生成するための自動培養装置等を平成28年6月から平成28年11月の間に購入する費用として70百万円充当する予定です。この自動培養装置についてEndoSCAが正しく生産できるよう当社が調整、テストを行ったうえで国外の医療機関への販売を目指しております。

④ 有限会社ダイヤモンドムーンへの投資

当社は、平成27年11月に、当社代表取締役田中茂樹の古くからの知人である、有限会社ダイヤモンドムーン（東京都品川区大崎 4-2-2 取締役 多畑志朗）取締役多畑志朗氏より弁当販売の出店に関する相談を受けました。現在、食品業界の売上は横ばいですが、中食と言われる弁当等の売上は大きく伸びている状況です。有限会社ダイヤモンドムーンが手掛ける「大勝軒」ブランドの中華弁当は、主にお弁当のフードコート「屋台デリ」で販売しており大変好評で売上を伸ばしていることから、出店増を目指しています。現在の「大勝軒」ブランドの弁当は「たっぷりな量とこってりした味」が特徴で男性客が多く見受けられます。当社は、顧客層を広げ女性客や生活習慣病が気になる顧客向けに健康志向の弁当を販売することで、売上を拡大させる機会があると考え、健康志向の弁当を共同で開発することを提案したところ、多畑氏の賛同を得ました。当社は平成28年6月から7月の間に本増資による資金のうち5百万円を有限会社ダイヤモンドムーンに出資することで、持分法適用関連会社（出資比率20.0%）とする予定です。さらに、有限会社ダイヤモンドムーンは、「屋台デリ」への出店拡大を目指しており、当社はその出店にかかる費用として45百万円を貸付けます。

今後、当社は有限会社ダイヤモンドムーンと共同で健康志向の弁当を開発するとともに、当社が弁当の製造を外部に委託し、有限会社ダイヤモンドムーンに弁当販売を委託すると

いう、当社による弁当販売を検討してまいります。このように、当社は、健康志向の弁当をヘルスケアの一部として位置付け、売上増を図ってまいります。また、中国からの出店依頼もあることから、共同で中国への出店も検討しております。

⑤ 未払経費等の支払い

上記用途を除く 104 百万円については、平成 28 年 6 月から 8 月にかけて未払いの家賃や弁護士等の専門家報酬等の支払いに充当する予定です。

(3) 本新株予約権及び本新株予約権付社債の特徴

① 本新株予約権の特徴

本新株予約権につきまして、以下の特徴があります。

(i) 本新株予約権の目的である普通株式数は 1,739,100 株であり、最大増加株式数は固定されております。なお、1,739,100 株は、発行決議日における発行済株式 9,638,600 株の 18.04%となります。本新株予約権の行使価格は、発行当初から行使価額は 115 円で固定されており、行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び割当株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

(ii) 本新株予約権には、上記「本新株予約権の概要」の表中「その他」欄に記載のとおり取得条項により残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、引受先の新株予約権行使に対する行使促進が見込めます。

(iii) 本新株予約権には、上記「本新株予約権の概要」の表中「その他」欄に記載のとおり、譲渡制限条項が規定されており、本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要するものとしております。

(iv) 当社は、有価証券届出書の効力発生後、本新株予約権の割当予定先との間で総数引受契約を締結いたします。

(本新株予約権のデメリット)

(vi) 本新株予約権による資金調達は、割当先が本新株予約権を行使した場合に限り、その行使された本新株予約権の目的である普通株式の数に行使価額を乗じた金額の資金調達がなされるものとなっているため、資金調達の額に相当する資金を短期間で調達することは難しくなっております。

(vii) 当社の株価が下落した場合には、権利行使が行われない状況となり、調達額が当初の想定を下回る可能性もしくは調達ができない可能性もあります。

② 本新株予約権付社債の特徴

本新株予約権付社債につきまして、以下の特徴があります。

(i) 行使価額及び対象株式数の修正

本新株予約権付社債は、行使価額修正条項付であり、次の要領で、行使価額及び対象株式数が毎週金曜日に修正されます。

- ・本新株予約権付社債に付された新株予約権の当初行使価額は、発行決議日より遡って1ヶ月間における株価終値の平均値の90%となっております。
- ・毎週金曜日を決定日として、決定日の終値（終値がない場合や決定日が取引日でない場合は、決定日の直前の終値のある取引日）の90%に行使価額が修正されます。
- ・修正される行使価額の範囲に上限値と下限値を設定しており、上限行使価額は当初行使価額の150%、下限行使価額は当初行使価額の50%です。
- ・1個当たりの払込金額である金11,500円を行使価額で除した数（端数切り捨て）が行使により付与される株式数となりますので、行使価額の修正に伴い、交付される株式数も修正されます。
- ・行使価額が時価を基準とした価額に定期的に修正されることから、行使価額が固定型の新株予約権に比べて行使が行われやすく、当社の調達という目的が達成しやすくなります。

(ii) 本新株予約権付社債の行使に伴う目的となる株式の数

本新株予約権付社債の権利行使に伴う目的となる株式の数は最大で3,443,418株であり、行使価格により目的となる株式の数は修正されます。なお、3,443,418株は、発行決議日における発行済株式9,638,600株の35.73%となります。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び割当株式数の双方が本新株予約権付社債の発行要項に従って調整されます。

(iii) 当社は、有価証券届出書の効力発生後、本新株予約権付社債の引受予定先との間で総数引受契約を締結いたします。

(本新株予約権付社債のデメリット)

(iv) 割当予定先は、当社の市場環境に応じて、本新株予約権付社債を株式に転換の上、株式を売却する予定であることから、行使完了までには一定の期間が必要となります。また、社債においては利払いが発生します。

(v) 割当予定先が行使請求により取得した株式を売却した場合には、株価下落の要因となりえます。

(vi) 第三者割当形態となるため、資金調達を行うために不特定多数の新規投資家を幅広く勧誘することができません。

(vii) 当社の想定通りに転換が進まない場合、未転換の社債に応じた金額の返済義務が生じます。

(4) 本第三者割当を実施する必要性

上記のとおり、当社グループの事業推進に充てる資金を確保することは、当社の喫緊の課題に取り組むうえで必要不可欠です。一方で、当社は、コスモフィールドに対して貸付金等574百万円の債権を有しております。当社が同社団を管理運営する過程において、同社団の業績回復を図り、当該債権を回収できるよう努めておりますが、現時点では貸倒引当金を計上している状況です。平成28年11月末日までに、当該債権を緊急に回収して債務超過を解消または縮小できるかは不確実であります。また、当社グループは、平成27年11月期において、営業損失533百万円、経常損失1,078百万円、当期純損失1,199百万円、マイナスの営業キャッシュ・フローを計上している状況から、当然にコスト削減を徹底してはおりますが、日々の営業キャッシュ・フローから必要資金を捻出することは大変困難です。さらに、平成28年1月15日に開示致しました「平成27年11月期決算短信〔日本基準〕（連結）」の通り、平成27年11月期末において611百万円の債務超過状態となり、平成28年11月末日までに債務超過が解消されなければ上場廃止となります。当社としては、平成28年11月末日までに債務超過が解消されないことにより、当社株式が上場廃止となることが、既存株主の利益の最大の毀損となると考えており、上場廃止を回避すべく、できる限りの資本の増強を行うことを検討いたしました。

エクイティ・ファイナンスによる資本の増強を行うことを検討するにおいて、具体的な検討の結果として、まず、債務超過の状況に鑑みると公募増資や株主割当増資による十分な応募は期待できないと判断し検討から除外いたしました。次にノンコミットメント型のライツ・オファリングについては、東京証券取引所の有価証券上場規程第304条第1項第3号に定める業績要件である2期連続の経常赤字に該当することから実施することはできません。さらに金融機関からの新規借入は、当社が現時点で既存借入の返済について、金融機関と定期的に交渉しながら、当社の事業活動に影響のない範囲で借入金の返済を行っている状況であることから、困難であると判断いたしました。当社役員や株主に追加の借入を打診したものの、当社が現時点で既存借入を返済できていないことから、当社が必要とする金額すべてを迅速に貸していただくことは困難でした。

また、当社グループは8期連続にて営業利益及び営業キャッシュ・フローがマイナスの状態であり、平成28年11月期において、営業損失及び営業キャッシュ・フローがマイナスの状況であれば上場廃止となることから、上場廃止を回避するためには、事業による利益を確保することが必要不可欠です。そのための資金を捻出するため、金銭出資による新株式の発行を視野に入れましたが、現在の当社の状況においては、全額を新株式で引き受けて頂ける割当予定先を見つけることはできませんでした。

そのため、調達資金の一部については、資金の返済義務が生じる可能性を有するものの、一度に資金の入金を行うことができる転換社債での調達を視野に入れ、割当予定先

との折衝において、平成28年1月に行使価額修正条項付転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権についての提案を受けました。当社として検討した結果、行使価額修正条項付転換社債型新株予約権付社債であれば、一度に資金の調達が可能となること、また株価が行使下限価額までの範囲において、株価が下落した場合においても、株式の転換が行われることとなり、社債の返済を必要としないこととなることから、当社としてもメリットがあるものと判断いたしました。一方、新株予約権の場合、権利行使については割当予定先の意向次第ということになるので、割当契約において割当予定先への行使請求権等を付することができないかと検討してまいりましたが、割当予定先より、株価が高い状況であっても出来高が伴わなければ権利行使できる数は限られるため、権利行使については株価のみならず出来高も勘案して行いたいと要望がありました。これを踏まえて、割当予定先からは積極的に行使する方針である旨を口頭で確認したうえで、割当予定先の要望を受け入れ、行使価額修正条項付転換社債型新株予約権付社債とともに本新株予約権の発行を決定いたしました。

さらに、平成28年3月8日及び4月12日付「資金の借入に関するお知らせ」にて行いました借入に関して、当初、当社が4月末までに主にコスモフィールドから回収する資金により返済する予定でしたが、返済期日までの資金回収ができなかったため、当該債務を現物出資（デットエクイティスワップ）していただくことを検討いたしました。現物出資であれば、迅速に債務超過を縮小し有利子負債を圧縮することができることから、現物出資（デットエクイティスワップ）による新株式の発行を決定いたしました。

黒字化する取組みとしては、今回の調達資金を前記記載のとおり、主に医療関連事業における商品の仕入代金に充当いたします。そのうち、(i) 先端医療機器の仕入については、「乳房用ボジトロンCT装置MAMMI」が平成28年3月16日に医療機器製造販売の承認を受けたことから、いくつかの医療機関で同機の導入を具体的に検討いただいております。今期中の販売を目指しております。これは、平成25年11月に医療事業部を設置して以降、医療または医療機器業界に長年携わっている人材を採用し、医療に関する学会や展示会に参加することでさらにネットワークを広げ、多くの医療機関や医師に提案を続けてまいりましたので、その結果が出てきたものと考えております。

(ii) ヘルスケア商品の仕入については、これまで交渉を続けてきた広州憶喜生物科技有限公司及びMedisun Holding Limited への販売が見込める状況になったことから、当社が「RAD（レダクターゼAD）」を仕入れる必要が生じております。

(iii) EndoSCA自動培養装置は、臨床及び臨床研究用のEndoSCAを生産するための装置です。当社は平成27年10月1日より1年間、国立研究開発法人国立がん研究センターとの共同開発を進めておりますが、その研究成果を踏まえて、この自動培養装置をEndoSCA生産用に調整し、販売を目指します。

(iv) 有限会社ダイヤモンドムーンへの投資については、当社が5百万円を出資し、屋

台デリ出店のための費用として45百万円を貸付けます。これにより、現在ダイヤモンドムーン社が行っている弁当の製造販売の商流に当社が加わるとともに、あらたに共同で健康志向の弁当を開発し、さらに売上拡大を目指すものです。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

調達予定額

調達予定額の総額：	406,274,651円
発行に係る諸経費：	27,540,825円
手取概算額：	378,733,826円

(手取概算額の内訳)

第三者割当による本新株式の発行：	－円
第三者割当による本新株予約権による調達額：	206,274,651円
（本新株予約権の発行による調達額）：	6,278,151円
（本新株予約権の行使による調達額）：	199,996,500円
第三者割当による本新株予約権付社債の発行による調達額（注2）：	200,000,000円

(注) 1 第三者割当による本新株式の発行は、全額、現物出資（デットエクイティスワップ）であり、実際に払い込まれる金銭はありません。

2 本新株予約権付社債について、社債金額200,000,000円と転換価額の総額199,996,500円との差額3,500円については、現金により調整されることとなります。また、当社の想定通りに転換が行われない場合は、未転換分について社債の償還期日に償還義務が生じることとなります。

3 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額及び発行諸費用の概算額は減少します。

4 発行に係る諸経費27,540千円の内訳は、本第三者割当増資の割当予定先である合同会社P T Bの紹介に係る紹介手数料として株式会社M&J（東京都中央区 代表取締役 片田朋希）19,999千円（なお、割当予定先の本新株予約権の行使金額及び本新株予約権付社債の転換金額の総額に応じて変動します。）、独立委員会費用2,000千円、本新株予約権及び本新株予約権付社債の評価費用約2,000千円、登記費用その他約3,541千円等を予定しております。本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額、発行諸費用及び差引手取金の概算額は減少いたします。

5 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

6 調達資金を実際に支出するまでは、当社グループの銀行口座にて資金は管理いたします。

7 金銭以外の財産の現物出資の目的とする財産の内容

田中茂樹

	借入日	返済期日	金額	金利	未払利息
(1)借入金	平成 28 年 3 月 10 日	平成 28 年 4 月 30 日	9,300 千円	1.5%	36 千円
	平成 28 年 3 月 18 日	平成 28 年 4 月 30 日	7,300 千円	1.5%	26 千円
	平成 28 年 3 月 29 日	平成 28 年 4 月 30 日	5,000 千円	1.5%	15 千円
	平成 28 年 3 月 31 日	平成 28 年 4 月 30 日	14,000 千円	1.5%	43 千円
借入金合計	—	—	35,600 千円	—	122 千円
(2)求償債務	平成 28 年 3 月 29 日	—	53,484 千円	—	—
合計	—	—	89,084 千円	—	122 千円

債務合計：89,206 千円

(1) 借入金

当社が資金繰りに窮する状況において、当社代表取締役である田中茂樹より運転資金を借入れました。いずれも返済期日を過ぎておりますが、当社の資金繰りに鑑み承しております。利息は本第三者割当の決議日までとし、残額は引き続き債務となります。現物出資の対象となる債務は、弁済期限の到来した金銭債務であることから会社法第 207 条第 9 項第 5 号により検査役検査は不要です。

(2) 求償債務

当社代表取締役田中茂樹が当社への運転資金貸付を目的に平成 22 年 9 月 22 日及び平成 22 年 10 月 1 日付でフルブライト投資事業有限責任組合（東京都千代田区二番町 7-8 無限責任組合員石川幸男）より借入れた 30 百万円について、保証人であった当社はその後の田中との債務引受契約により当社が主債務者となりました。その後、当該債権は二重譲渡され、第二譲受人であるフォーエブリ株式会社（東京都中央区銀座 6 丁目 17 番 2 号 代表取締役 木村直樹）より平成 24 年 2 月 22 日付で東京地方裁判所に貸金返還請求訴訟が提起されました。当社は、債権譲渡における対抗要件具備の観点から第二譲受人は劣後するものと考え争いましたが、平成 26 年 1 月 22 日付で当社敗訴が言い渡されました。当社はこれに対し控訴したところ、平成 26 年 1 月 31 日付で当該債権をフォーエブリ株式会社から譲り受けたとして、株式会社相続手続支援センター東京新橋（東京都港区新橋 5 丁目 10 番 8 号 代表取締役 漆原功和）が訴訟に参加し、最終的に当社は平成 26 年 5 月 29 日付で当該債務の支払いを命ずる判決を受けました。しかしながら、当社は資金繰りの都合で返済できずにおりましたが、保証人である田中が平成 28 年 3 月 29 日付で当該債務（元金 30 百万円、利息 3 百万円、遅延損害金 20 百万円の計 53 百万円）を株式会社相続手続支援センター東京新橋に支払ったことにより、田中は当社に対して求償債権を有することとなりました。当該債務は、弁済期限の到来した金銭債務であることから会社法第 207 条第 9 項第 5 号により検査役検査は不要です。

(1) 及び (2) の債務合計のうち 89,077 千円を現物出資の対象といたします。

豊崎修

	借入日	返済期日	金額	金利	未払利息
借入金①	平成 27 年 7 月 8 日	—	15,000 千円	1.5%	19 千円
借入金②	平成 28 年 2 月 1 日	平成 28 年 4 月 30 日	47,500 千円	1.5%	148 千円
合計	—	—	62,500 千円	—	168 千円

債務合計：62,668 千円

当社が資金繰りに窮する状況において、当社取締役である豊崎修より運転資金を借入れました。

- ① 豊崎自身が代表を務める株式会社豊崎会計事務所から平成 27 年 7 月 8 日に資金を借入れました。当初は一時的な預り金としておりましたが、本第三者割当を機に、当該債権を法人から豊崎個人が譲り受けるとともに、その位置づけや債務金額、利息を明確にするため、平成 28 年 5 月 13 日付で借入契約を締結いたしました。なお、利息は借入契約締結日より発生しております。
- ② 豊崎自身より平成 28 年 2 月 1 日に資金を借入れました、当初は一時的な預り金としておりましたが、本第三者割当を機に、その位置づけや債務金額、利息を明確にするため、平成 28 年 3 月 30 日付で借入契約を締結いたしました。豊崎は、すでに返還請求権を有しておりますが、当社の資金繰りに鑑み返済猶予に関し承しております。なお、利息は借入契約締結日より発生しております。

債務金額のうち 62,496 千円を現物出資の対象といたします。利息は本第三者割当の決議日までとし、残額は引き続き債務となります。現物出資の対象となる債務は、弁済期限の到来した金銭債務であることから会社法第 207 条第 9 項第 5 号により検査役検査は不要です。

梅村晋平氏

	借入日	返済期日	金額	金利	未払利息
借入金①	平成 27 年 6 月 30 日	平成 27 年 7 月 10 日	1,700 千円	5.0%	104 千円
借入金②	平成 28 年 1 月 25 日	平成 28 年 4 月 30 日	25,000 千円	1.5%	78 千円
借入金③	平成 28 年 2 月 2 日	平成 28 年 4 月 30 日	7,000 千円	1.5%	21 千円
合計	—	—	33,700 千円	—	204 千円

債務合計：33,904 千円

当社が資金繰りに窮する状況において、当社代表取締役である田中より梅村氏に資金借入をお願いし、借り入れたものです。

- ① 平成 27 年 6 月 30 日に 6,200 千円、平成 27 年 7 月 2 日に 1,500 千円を借入れ、平成 27 年 7 月 17 日に 1,000 千円、平成 27 年 8 月 7 日に 5,000 千円を返済いたしました。その残額は 1,700 千円です。

- ② 平成 28 年 1 月 25 日に 25,000 千円を借入れました。当初は一時的な預り金としておりましたが、本第三者割当を機に、その位置づけや債務金額、利息を明確にするため、平成 28 年 3 月 30 日付で借入契約を締結いたしました。なお、利息は借入契約締結日より発生しております。
- ③ 梅村晋平氏の父である梅村文和氏より平成 28 年 2 月 2 日に 7,000 千円を借入れました。当初は一時的な預り金としておりましたが、本第三者割当を機に、当該債権を梅村文和氏から梅村晋平氏が譲り受けるとともに、その位置づけや債務金額、利息を明確にするため、平成 28 年 3 月 30 日付で借入契約を締結いたしました。なお、利息は借入契約締結日より発生しております。

いずれもすでに返済期日を過ぎておりますが、当社の資金繰りに鑑み、返済を猶予していただいております。

債務金額のうち 33,693 千円を現物出資の対象といたします。利息は本第三者割当の決議日までとし、残額は引き続き債務となります。現物出資の対象となる債務は、弁済期限の到来した金銭債務であることから会社法第 207 条第 9 項第 5 号により検査役検査は不要です。

Ibuki Japan Fund

	借入日	返済期日	金額	金利	未払利息
借入金	平成 28 年 4 月 12 日	平成 28 年 4 月 30 日	20,000 千円	15%	106 千円
合計	—	—	20,000 千円	—	106 千円

債務合計：20,106 千円

当社取締役の豊崎と既知の間柄であった財務コンサルティング事業を営む株式会社M&J（東京都中央区銀座 6-6-1 代表取締役 片田朋希）の代表取締役 片田朋希氏に、資金借入先の紹介を依頼したところ、同ファンドを紹介いただき、平成 28 年 4 月 12 日に 20,000 千円を借入れました。すでに返済期日を過ぎておりますが、当社の資金繰りに鑑み、支払いを猶予していただいております。

債務金額のうち 19,989 千円を現物出資の対象といたします。利息は本日までとし、残額は引き続き債務となります。現物出資の対象となる債務は、弁済期限の到来した金銭債務であることから会社法第 207 条第 9 項第 5 号により検査役検査は不要です。

以上のとおり、現物出資の対象となる債務合計は、205,257千円です。

(2) 調達する資金の用途及び支出予定時期

現物出資の対象となる財産 205 百万円の具体的な用途と支払時期

資金用途	金額 (百万円)	支出時期
借入金の返済	55	平成 28 年 2 月～平成 28 年 3 月
検診設備	38	平成 27 年 7 月～平成 28 年 2 月
人件費	37	平成 28 年 1 月～平成 28 年 4 月
子会社への貸付	33	平成 27 年 7 月～平成 28 年 3 月
弁護士等専門家報酬	20	平成 28 年 2 月～平成 28 年 4 月
研究開発費	8	平成 28 年 1 月～平成 28 年 4 月
広告宣伝費	5	平成 28 年 2 月～平成 28 年 3 月
家賃	4	平成 28 年 1 月～平成 28 年 3 月
I R 費用	2	平成 28 年 1 月～平成 28 年 3 月
商品仕入	1	平成 28 年 1 月
税金等	1	平成 28 年 1 月
旅費交通費	1	平成 28 年 3 月

借入金の返済

上記 (1) 調達する資金の額 (差引手取概算額) (注) 7 金銭以外の財産の現物出資の目的とする財産の内容 田中茂樹 (2) 求償債権に記載のとおり、平成 28 年 3 月 29 日に株式会社相続手続支援センター東京新橋に 53 百万円を支払いました。また、平成 28 年 2 月から 3 月において銀行からの借入返済及び利息の支払いに 2 百万円を充当いたしました。

検診設備

平成 27 年 7 月にコスモフィールドが使用する検診装置の立替払いに 10 百万円、平成 28 年 2 月に検診設備等の前払いとして 28 百万円を充当いたしました。

人件費

平成 28 年 1 月から 4 月において、給与の支払いに 26 百万円、社会保険の支払いに 11 百万円を充当いたしました。

子会社への貸付

子会社における人件費、家賃等諸費用の支払いのため、平成 27 年 7 月に 5 百万円及び平成 28 年 2 月から 3 月において 28 百万円を貸付けました。

弁護士等専門家報酬

平成 28 年 2 月から 4 月において、弁護士、監査法人、コンサルティング等報酬の支払いに 20 百万円を充当いたしました。

研究開発費

平成 28 年 1 月から 4 月において、EndoSCA を使った再生医療の研究開発費用として 8 百万円を充当いたしました。

広告宣伝費

平成 28 年 2 月から 3 月において、再生医療に関する学会の共催費用等として 5 百万円を充当いたしました。

家賃

平成 28 年 1 月から 3 月において、事務所家賃の支払いに 4 百万円充当いたしました。

IR 費用

平成 28 年 1 月から 3 月において印刷会社や株主名簿管理人の支払いに 2 百万円を充当いたしました。

商品仕入

平成 28 年 1 月に「RAD (レダクターゼ AD)」の仕入代金として 1 百万円を充当いたしました。

税金等

平成 28 年 1 月に納税として 1 百万円を充当いたしました。

旅費交通費

平成 28 年 3 月に従業員の出張旅費交通費の精算として 1 百万円を充当いたしました。

本新株予約権付社債の発行により調達する資金 200 百万円から発行諸経費を除いた手取概算額 172 百万円の具体的な使途と支出予定時期

資金使途	金額 (百万円)	支出予定時期
①先端医療機器の仕入	40	平成 28 年 6 月～平成 28 年 11 月
②ヘルスケア商品の仕入	26	平成 28 年 6 月～平成 28 年 8 月
③EndoSCA 自動培養装置の購入	7	平成 28 年 6 月～平成 28 年 11 月
④ (有)ダイヤモンドムーンへの投資	50	平成 28 年 6 月～平成 28 年 7 月
⑤運転資金(未払経費)	49	平成 28 年 6 月～平成 28 年 8 月

本新株予約権の行使により調達する資金 206 百万円の具体的な使途と支出予定時期

資金使途	金額(百万円)	支出予定時期
①先端医療機器の仕入	40	平成 28 年 6 月～平成 28 年 11 月
②ヘルスケア商品の仕入	48	平成 28 年 6 月～平成 28 年 8 月
③EndoSCA 自動培養装置の購入	63	平成 28 年 6 月～平成 28 年 11 月
⑤運転資金(未払経費)	55	平成 28 年 6 月～平成 28 年 8 月

なお、新株予約権の行使が進まず、上記資金使途の支払予定時期に充当する資金に不足が生じた場合の対応は次のように考えております。現在当社へ貸し付けている当社役員や株主は、当社

が返済できていないことから追加の貸付を行うことは現時点では困難であります。既存の債権を現物出資して株式を取得することにより、債権債務関係が一旦清算されるので、これらの者に対して追加の借入を申し入れる予定であります。また、新株予約権の行使が進まない間にも、まずは、上記本新株予約権付社債の発行により調達する資金 200 百万円から発行諸経費を除いた手取概算額 172 百万円の具体的な使途と支出予定時期に記載のとおり、①先端医療機器の仕入、②ヘルスケア商品の仕入、③EndoSCA 自動培養装置の購入、④有限会社ダイヤモンドムーンへの投資に充当した結果、①②③について、それぞれを販売することで平成 28 年 8 月から 9 月に資金の回収を見込んでおり、④については、弁当販売により平成 28 年 7 月からの資金回収を見込んでおります。このように新しく事業を展開する中で得られた資金を改めて残りの資金使途に充当する予定です。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

上記「2. 募集の目的及び理由」のとおり、現物出資については、債務の圧縮による財務体質の改善及び企業価値の向上が期待されます。また、今回調達する資金の使途は、当社グループの競争力を強化しつつ、当社の事業運営に資するものであり、かつ、収益性の向上及び黒字化へ向けての事業基盤強化策となるものであることから、かかる資金使途は合理的なものであると考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠

① 本新株式の払込金額

当社は、直前取引日より遡って 1 ヶ月間における株価終値の平均値が当社の実態を適正に表しているものと判断していることから、本新株式の払込金額につきましても、本新株式の払込金額に係る取締役会決議日の直前取引日（平成28年6月10日）より遡って1ヶ月間における株価終値の平均値127円といたしました。なお、当該発行価額は、取締役会決議日の直前取引日（平成28年6月10日）の終値195円から34.87%ディスカウント、直前取引日から3ヶ月間の終値平均125.85円から0.91%プレミアム、直前取引日から6ヶ月間の終値平均130.28円から2.52%ディスカウントとなっております。

本新株式の払込金額の算定にあたっては、できうる限り恣意性を排除した客観的な株価に基づくことが重要であると認識しております。また、当社の株価が不安定な値動きをする場合には、何らかの特殊な要因が株価の形成に影響を与えているのか否かを評価する必要があると認識しております。

この点からすると、決算発表等これまで当社が開示してまいりました業績内容等と、直近の当社普通株式の市場価格が、特段の要素がないにも関わらず大きく上昇している事実を踏まえ、当社といたしましては、平成28年11月期第1四半期決算短信〔日本基準〕（連

結)を開示した平成28年4月13日以降の株価推移を勘案し、直前取引日より遡って1ヶ月間における株価終値の平均値が客観的な市場取引により形成された株価であり、当社の企業価値を反映していると判断したものであります。

上記発行価額は、日本証券業協会の定める「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日付)に照らしても、特に有利な払込金額には当たらないと判断いたしました。なお、当社の監査等委員会からは、本新株式の発行価額は上記「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠しており、特に有利な払込金額には該当せず、適法である旨の意見を得ております。

② 本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項及び本契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社(東京都千代田区永田町一丁目11番28号 代表取締役社長 能瀬元)に依頼しました。当社は、当該機関が一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎に算出した評価結果を基準として、本新株予約権の発行価額について、評価結果を勘案し1個当たり361円といたしました。

なお、第三者機関は、当社取締役会決議日の直前取引日(平成28年6月10日)の株価195円、権利行使価額115円(平成28年6月10日より遡って1ヶ月間における株価終値の平均値を基準として9.54%ディスカウントした価額)、ボラティリティ38.58%(平成28年5月から遡って2年間をもって算出)、権利行使期間2年、リスクフリーレート-0.248%(評価基準日における2年物国債レート)、配当率0.00%、当社による取得条項、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク等を参考に公正価値評価を実施した結果、本新株予約権1個につき361円であるとの結果を得ております。

また、当該機関の公正価値の算定の前提条件は、割当予定先が随時権利行使を行うものとし、株式の流動性については、行使して得た株式は1日当たり売買出来高の中央値の約10%ずつ売却するものとし、全て売却した後、次の権利行使をするというものです。なお、発行体は、基本的に割当先の権利行使を待つものとするということを前提としております。

また、取得条項(コール・オプション)については、発動後2週間後に取得するものとしております。

さらに、発行体が取得条項を行使した場合に割当予定先は、取得日までは、上記と同様に流動性を考慮し、日々の一定量の行使及び売却を行い、取得日に残数を発行会社が全て取得する前提を置いております。

上記東京フィナンシャル・アドバイザーズが評価算出した本新株予約権1個につき361円の価額は、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の総数引受契約に

定められた諸条件を考慮すべきとの考えを前提にしており適正価額であると判断しております。

本新株予約権の行使価額については、本第三者割当の決定にかかる取締役会決議日の直前取引日（平成28年6月10日）より遡って1ヶ月間における株価終値の平均値127円におよそ0.9を乗じた金額である1株115円に決定いたしました。

本新株予約権の行使価額の算定にあたっては、できうる限り恣意性を排除した客観的な株価に基づくことが重要であると認識しております。また、当社の株価が不安定な値動きをする場合には、何らかの特殊な要因が株価の形成に影響を与えているのか否かを評価する必要があると認識しております。

この点からすると、決算発表等これまで当社が開示してまいりました業績内容等と、直近の当社普通株式の市場価格が、特段の要素がないにも関わらず大きく上昇している事実を踏まえ、当社といたしましては、平成28年11月期第1四半期決算短信を開示した平成28年4月13日以降の株価推移を勘案し、直前取引日より遡って1ヶ月間の平均株価が客観的な市場取引により形成された株価であり、当社の企業価値を反映していると判断したものであります。

また、行使価額のディスカウント率を10%とした経緯といたしましては、割当予定先と協議する中で、当社が上場廃止猶予期間に入っている現状を勘案して10%のディスカウントをしてほしい旨の要望がありました。

当社としては、協議・検討の結果、希薄化等の懸念はあるものの、現状の株価変動の大きさを考慮し、割当予定先からのディスカウントの要望を重要視し、割当予定先からの申し入れを受け入れることとしました。

以上のことから、当社は、当社の監査等委員会より、本新株予約権の算定を当社と取引関係になく当社経営陣から一定程度独立していると認められ、また、割当予定先とも契約関係になく独立した立場であると認められた第三者評価機関が評価を行っていること、本新株予約権の価額算定方法は市場慣行に従った一般的な方法であり、本新株予約権の評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、その算定過程及び前提条件に関して第三者評価機関から提出されたデータや資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることから、公正価値評価額は適正かつ妥当な価額と思われ、その公正価値評価額を払込金額に決定していることにより、発行条件が特に有利な金額には該当しないと判断をする旨の意見を得ております。

④ 本新株予約権付社債

当社は、本新株予約権付社債の発行条件の決定にあたっては、本新株予約権の算定と同様に、公正性を期すため独立した第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社に本新株予約権付社債の価格の評価を依頼しました。当該機関は、本新株予約権

付社債の発行要項等に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、基準となる当社株価195円（平成28年6月10日の終値）、当初行使価額115円（平成28年6月10日より遡って1ヶ月間における株価終値の平均値を基準として9.54%ディスカウントした価額）及び、行使価額の上限並びに下限額、ボラティリティ41.70%（平成28年5月から遡って1年間をもって算出）、権利行使期間1年、リスクフリーレート-0.263%（評価基準日における1年物国債レート）、配当率0.00%、株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク等を参考に公正価値評価を実施し、本新株予約権付社債の公正価値を額面100円につき97.66円と算定しました。なお、モンテカルロ・シミュレーションにおいて、割当予定先及び当社は転換・償還に係る権利行使時の価値と権利不行使時の価値を比較し、それぞれにとってより経済的に有利な状況となるように転換・償還を行うものとされるため、株価上昇時等で行使権行使時の経済価値が行使権不行使時の経済価値を上回る場合には割当予定先による権利行使がなされること、株価下落時等で繰上償還実施時の経済価値が繰上償還不実施時の経済価値を下回る場合には当社による償還がなされないこと等が想定されております。

また、本新株予約権付社債に付された新株予約権の発行価額は、前述の第三者評価機関による評価書を参考にし、本新株予約権付社債に付された発行条件及び本新株予約権の発行条件を勘案した結果、適正かつ妥当であり、当該第三者評価機関が評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、当該前提条件を反映した新株予約権付社債及び新株予約権の算定手法として一般的に用いられている方法で価値を算定していることから、割当予定先に特に有利でないと判断しております。

なお、当社の監査等委員会からも、上記の算定は、その算定過程及び前提条件に関して第三者評価機関から提出されたデータや資料に照らし合理的なものであると判断できることから、その公正価値評価額は適正かつ妥当な価額であり、当該算定結果を上回る発行価額とすることは、当社において不利益はなく、特に有利な金額には該当しないと判断する旨の意見を得ております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

現時点における当社の発行済株式総数は、9,638,600株（議決権総数は96,383個）であります。

本新株式の発行により増加する株式数は1,616,200株（議決権数は16,162個）で、現時点における発行済株式総数に対して16.77%（議決権数で16.77%）の希薄化が生じます。

また、本新株予約権付社債が当初行使価格で全額株式転換された場合により増加する株式数は1,739,100株（議決権数は17,391個）で、現時点における発行済株式総数に対して18.04%（議決権数で18.04%）の希薄化が生じます。さらに、本新株予約権の目的である株式数は1,739,100株（議決権数は17,391個）で、現時点における発行済株式総数に対して18.04%（議

決権数で 18.04%) の希薄化が生じます。このように、本新株式の発行、新株予約権の行使及び本新株予約権付社債の行使により増加する株式の合計は 5,094,400 株 (議決権の合計数は 50,944 個) となり、現時点における発行済株式総数に対して 52.85% (議決権数で 52.86%) の希薄化が生じます。

加えて、本新株予約権付社債には、行使価額修正条項が付されていることから、下限行使価額にて全個数が権利行使された場合により増加する株式数は 3,443,418 株 (議決権数は 34,434 個) で、現時点における発行済株式数に対して 35.73% (議決権数で 35.73%) の希薄化が生じます。よって、その場合、本新株の発行、本新株予約権の行使及び本新株予約権付社債の行使により増加する株式の合計は 6,798,718 株 (議決権数は 67,987 個) となり、現時点における発行済株式総数に対して 70.54% (議決権数で 70.54%) の希薄化が生じます。

しかしながら、当社といたしましては、本新株式及び本新株予約権の目的である株式並びに本新株予約権付社債の転換対象株式の総数 6,798,718 株に対し、当社普通株式の過去 6ヶ月間における 1日当たりの平均出来高は 145,070 株、過去 3ヶ月間における 1日当たりの平均出来高は 90,825 株及び過去 1ヶ月間における 1日当たりの平均出来高は 175,600 株となっており、取引日によっては出来高が 100 万株を超える日もあること、上記のように割当予定先から随時積極的に新株予約権を行使する意向表明がある一方、1日当たりの当社株式の出来高の 10% 程度を上限に売却していく方針を表明していることから、上記株式の総数 6,798,718 株が新株予約権の行使期間 2 年間 (245 日/年営業日で計算) で売却されると仮定すると、1日当たりの売却株式数は、13,960 株となり上記の過去 6ヶ月間における 1日当たりの平均出来高 145,070 株に対しても 9.60% に留まることから、当社株式は、本新株予約権の目的である株式の総数を勘案しても一定の流動性を有していると判断しており、当社の資金需要に応じて行使され又は当社が行使請求を行う場合には、本新株予約権の行使により発行された当社株式の売却は当社株式の流動性によって吸収可能であると判断しております。

このように、本第三者割当による資金調達を行うことで、当社グループの競争力が強化され、また調達する資金は当社の事業運営に資するものであり、かつ、収益性の向上及び黒字化へ向けての事業基盤強化策となるため、当社の企業価値向上が期待されることから、本第三者割当による発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

① 氏名	田中 茂樹	
② 住所	愛知県安城市	
③ 当社と当該個人との関係等	資本関係	当社普通株式を 964,600 株所有しております。
	人的関係	当社の代表取締役であります。
	取引関係	平成 28 年 6 月 13 日現在、当社に対して 89 百万円の債権を有しております。
	関連当事者への該当状況	当社の代表取締役であります。

① 氏名	豊崎 修	
② 住所	東京都中央区	
③ 当社と当該個人との関係等	資本関係	当社普通株式を 291,000 株所有しております。
	人的関係	当社の取締役であります。
	取引関係	平成 28 年 6 月 13 日現在、当社に対して 62 百万円の債権を有しております。
	関連当事者への該当状況	当社の取締役であります。

① 氏名	梅村 晋平	
② 住所	愛知県豊田市	
③ 当社と当該個人との関係等	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	平成 28 年 6 月 13 日現在、当社に対して 33 百万円の債権を有しております。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

① 名称	Ibuki Japan Fund (イブキ ジャパン ファンド)
② 所在地	Cayman Corporate Centre, 27 Hospital Road, George Town, Grand Cayman KY1-9008, Cayman Island
③ 設立根拠等	ケイマン諸島会社法

④ 組 成 目 的	投資目的	
⑤ 出 資 の 総 額	450百万円	
⑥ 組 成 日	平成28年1月4日	
⑦ 出 資 者 ・ 出 資 比 率 ・ 出 資 者 の 概 要	アジア及び国内の機関投資家、富裕層で構成されています。 10%以上の出資者はありません。	
⑧ 業 務 執 行 組 合 員 等 の 概 要	名 称	Regista Capital Management Ltd
	所 在 地	Cayman Corporate Centre, 27 Hospital Road, George Town, Grand Cayman KY1-9008, Cayman Island
	代表者の役職・氏名	Director Hiroki Matsuki
	資 本 金 の 額	USD10,000
	事 業 内 容	投資事業運営
⑨ 国内代理人の概要	名 称	該当事項はありません。
	所 在 地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	資 本 金 の 額	該当事項はありません。
	事 業 内 容	該当事項はありません。
⑩ 当社と当該ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	平成28年6月13日現在、当社に対して20百万円の債権を有しております。
	当社と業務執行組合員との間の関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

合同会社PTB

① 名 称	合同会社PTB
② 所 在 地	東京都千代田区九段下 1-15-12
③代表者の役職・氏名	業務執行役員 星野 智之
④ 事 業 内 容	経営コンサルティング
⑤ 資 本 金	10,000 円
⑥ 設 立 年 月 日	平成 27 年 10 月 16 日

⑦ 発行済株式数	100株	
⑧ 決算期	9月	
⑨ 従業員数	—	
⑩ 主要取引先	株式会社 ADCC	
⑪ 主要取引銀行	さわやか信用金庫	
⑫ 大株主及び持株比率	星野 智之 100%	
⑬ 当社との関係等	資 本 関 係	該当事項はありません。
	人 的 関 係	該当事項はありません。
	取 引 関 係	該当事項はありません。
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。
⑬ 最近3年間の経営成績及び財務状態	設立間もないため記載すべき経営成績はありません。	

(注) 当社は、当社役員を含めた割当予定先ならびに割当予定先の役員及び主要株主が暴力もしくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「特定団体等」といいます。)であるか否か、並びに割当予定先並びに割当予定先の役員及び主要株主が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについて、インターネット検索サイトを利用した検索を行った結果、反社会的勢力等との関わりを疑わせるものは検出されませんでした。また、当社は、日経テレコン 21 を利用し、割当予定先、法人名、役員名等についてキーワード検索を行うことにより反社会的勢力等との関わりを調査いたしました。その結果、反社会的勢力等との関わりを疑わせるものが全く検索されなかったため、反社会的勢力等とは一切関係を有しないと判断いたしました。さらにその判断を補完すべく、第三者調査機関である株式会社中央情報センター(大阪府大阪市天王寺生玉前町 1-26 代表取締役安岡優子)に調査を依頼し、同社からも反社会的勢力との関係を有していないことを確認した調査報告書を受領しておりますので、当社の上記判断が補完され、別途その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、平成 27 年 11 月期末に債務超過及び 8 期連続で営業損失・営業キャッシュ・フローがマイナスとなったことから、債務超過の早期解消を図るため、また、黒字転換を図るために必要な事業資金の調達を検討してまいりました。そして、本第三者割当増資に当たっては、反社会的勢力に関わりがないことは当然のこと、当社の現在の財務状況、経営方針、将来の企業価値の向上につながる施策を理解していただき、協力いただけるという視点から割当予定先を選定を行い

ました。

田中茂樹は、当社役員として、当社が債務超過及び業績に関し上場廃止の猶予期間中であることは当然承知しております。代表取締役の立場から当社の債務超過を迅速に解消する一助になるようにと、当社に対する債権89百万円を現物出資する旨の申し出を受け割当予定先として選定いたしました。

豊崎修は、当社役員として、当社が債務超過及び業績に関し上場廃止の猶予期間中であることは当然承知しております。取締役の立場から当社の債務超過を迅速に解消する一助になるようにと、当社に対する債権62百万円を現物出資する旨の申し出を受け割当予定先といたしました。

梅村晋平氏は、平成25年9月に実施した新株式発行による第三者割当増資を契機に当社の大株主となりました。株主として、当社が債務超過及び業績に関し上場廃止の猶予期間中であることは、当社の適時開示情報等を確認されてご存知であり、代表取締役の田中からも、平成28年11月期末までに債務超過の解消及び営業利益または営業キャッシュ・フローを正としなければ上場廃止となる旨、また当社としては本第三者割当を含んだ業績回復を図るための施策等実施しなければならない旨を説明いたしました。その上で梅村氏は、当社が注力する医療関連事業を継続できるよう支援したいと当社に対する債権33百万円を現物出資する旨の申し出をいただいたことから、割当予定先として選定いたしました。

Ibuki Japan Fundについては、以下のとおりです。当社取締役の豊崎と既知の間柄であった財務コンサルティング事業を営む株式会社M&J（東京都中央区銀座6-6-1 代表取締役 片田朋希）の代表取締役の片田朋希氏に、資金借入先の紹介を依頼したところ、同ファンドを紹介いただき、平成28年4月12日に20百万円を借入れました。その後、本第三者割当に際して、同ファンドの業務執行責任者である松木悠宣氏にあらためて当社の事業内容や経営方針、現在、債務超過及び業績において上場廃止の猶予期間中であること、さらには、本第三者割当を含んだ業績回復を図るための施策等を説明したところ、当社の状況をご理解いただいたうえで、当該施策へのご理解、ご賛同をいただき、当該債権のうち19百万円の現物出資を快諾いただいたことから割当予定先として選定いたしました。

合同会社PTBについては、以下のとおりです。平成28年3月に、Ibuki Japan Fundと同じく株式会社M&Jの片田朋希氏より、当社代表の田中に上場企業のIR支援コンサルティングを行う株式会社ADCC（東京都千代田区九段北1-15-12、代表取締役 星野智之）の代表取締役星野智之氏を紹介していただき面談いたしました。星野氏はすでに片田氏より当社の状況を聞いておられましたが、田中よりあらためて当社の事業内容や経営方針、現在、債務超過及び業績において上場廃止の猶予期間中であること、さらには、本第三者割当を含んだ業績回復を図るための施策等を説明したところ了承いただきました。上場企業の資金調達実務に造詣が深い一方、株式会社ADCCにおけるIR支援業務の中立性を保つために株式会社ADCCで本新株予約権及び本新株予約権付社債の引受は行わず、投資専用のSPCである合同会社PTBを通じて割当てを受けたいとの要望があり、合同会社PTBを割当予定先として選定いたしました。

なお、当社役員である田中茂樹及び豊崎修は、本新株式発行の割当予定先です。よって、特別の利害関係を有するため利益相反回避の観点から、本新株式の発行決議には参加しておりません。

(3) 割当予定先の保有方針及び転換（行使）制限措置

割当予定先のうち、田中茂樹、豊崎修は、当社株式を2年程度を目途として保有する方針である旨を口頭で確認しております。梅村晋平氏は、当社株式を6ヶ月程度保有し、状況に応じて売却を検討する可能性がある方針である旨を口頭で確認しております。

Ibuki Japan Fundについては、純投資を目的としており、当社株式の株価次第で本株式の売却を行う可能性があるとのことです。

合同会社PTBについては、純投資を目的に、都度、新株予約権を行使した場合に取得する当社株式については当社株式の株価次第で本株式の売却を行う可能性があるとのことです。具体的には、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権については、行使まで保有したうえで、積極的に行使することを前提としており、都度、新株予約権を行使した場合に取得する当社株式については当社株式の株価次第で本株式の売却を行う可能性があるとのことです。新株予約権証券に係る新株予約権についても、積極的に行使することを前提としており、都度、新株予約権を行使した場合に取得する当社株式については当社株式の株価次第で本株式の売却を行う可能性があるとのことです。なお、当社と割当予定先である合同会社PTBは、東京証券取引所の定める上場規程第434条第1項、施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づきMSCB等の引受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じております。

また、本新株式の割当予定先との間において、本新株式の発行日（平成28年6月30日）より2年間において、本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、ただちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡方法を当社に書面で報告すること及び株式会社東京証券取引所へ報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることについて同意することについての確約書を取得する予定であります。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

田中茂樹、豊崎修、梅村晋平氏及びIbuki Japan Fundについては、当社に対する金銭債権の現物出資（デットエクイティスワップ）によるものであるため、金銭の払込みはありません。

合同会社PTBからは、預金通帳の写しを受領して、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行に係る払込み並びに本新株予約権の行使に十分な財産を有することを確認しております。なお、当該資金は全て株式会社ADCCからの借入金であり、株式会社ADCCの当該資金は、自己資金であると聞いております。

(5) 株券貸借に関する契約

該当事項はありません。

7. 第三者割当後の大株主及び持株比率

募集前 (平成28年5月31日現在)	本第三者割当後 (本新株予約権及び本新株予約権付社債の新株予約権行使前)	本第三者割当後 (本新株予約権及び本新株予約権付社債の新株予約権行使後)
田中 茂樹 10.01%	田中 茂樹 14.80%	合同会社PTB 23.61%
HAITONG INTERNATIONAL SECURITIES COMPANY LIMITED 700702 8.82%	HAITONG INTERNATIONAL SECURITIES COMPANY LIMITED 700702 7.55%	田中 茂樹 11.31%
LGT BANK LTD 4.88%	豊崎 修 6.96%	HAITONG INTERNATIONAL SECURITIES COMPANY LIMITED 700702 5.77%
大栄産業株式会社 3.63%	LGT BANK LTD 4.18%	豊崎 修 5.32%
豊崎 修 3.02%	大栄産業株式会社 3.11%	LGT BANK LTD 3.19%
吉田 優 2.38%	梅村 晋平 2.36%	大栄産業株式会社 2.38%
Monex Boom Securities (H.K.) Limited - Clients' Account 2.08%	吉田 優 2.03%	梅村 晋平 1.80%
INTERACTIVE BROKERS LLC 1.97%	Monex Boom Securities (H.K.) Limited - Clients' Account 1.79%	吉田 優 1.55%
中野 照之 1.92%	INTERACTIVE BROKERS LLC 1.69%	Monex Boom Securities (H.K.) Limited - Clients' Account 1.36%
CREDIT SUISSE AG HONG KONG	中野 照之	INTERACTIVE BROKERS LLC

TRUST A/C LOH BOON FAH		
1.88%	1.64%	1.29%

(注) 1. 上記の割合は、小数点以下第三位を四捨五入して算出しております。

2. 募集前の大株主構成は平成28年5月31日時点の株主名簿を基に、平成28年6月13日までに当社が確認した大量保有報告書に基づいて作成しております。

3. 本第三者割当後（本新株予約権及び本新株予約権付社債の新株予約権行使後）は、本新株予約権及び本新株予約権付社債の新株予約権が当初行使価額にて権利行使されたとしての株数を用いて算出しております。

8. 今後の見通し

本第三者割当により調達する資金を「2. 募集の目的及び理由（2）本第三者割当等の具体的な目的及び理由」及び「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期（2）調達する資金の用途及び支出予定時期」に記載の用途に充当することにより、債務超過の解消及び収益の向上につながるものと考えております。

（企業行動規範上の手続き）

○ 企業行動規範上の手続きに関する事項

当社の現時点における当社の発行済株式総数は、9,638,600株（議決権総数は96,383個）であります。

本新株式の発行により増加する株式数は1,616,200株（議決権数は16,162個）で、現時点における発行済株式数に対して16.77%（議決権数で16.77%）の希薄化が生じます。また、本新株予約権付社債が当初行使価格で全額株式転換された場合により増加する株式数は1,739,100株（議決権数は17,391個）で、現時点における発行済株式総数に対して18.04%（議決権数で18.04%）の希薄化が生じます。さらに、本新株予約権の目的である株式数は1,739,100株（議決権数は17,391個）で、現時点における発行済株式総数に対して18.04%（議決権数で18.04%）の希薄化が生じます。このように、本新株式の発行、新株予約権の行使及び本新株予約権付社債の行使により増加する株式の合計は5,094,400株（議決権の合計数は50,944個）となり、現時点における発行済株式数に対して52.85%（議決権数で52.86%）の希薄化が生じます。

加えて、本新株予約権付社債には、行使価額修正条項が付されていることから、下限行使価額にて全個数が権利行使された場合により増加する株式数は3,443,418株（議決権数は34,434個）で、現時点における発行済株式総数に対して35.73%（議決権数で35.73%）の希薄化が生じます。これに本第三者割当により増加する新株式1,616,200株及び本新株予約権の目的である株式の数1,739,100株を合計した結果、増加する株式数は、6,798,718株（議決権の合計数は67,987個）となり、現時点における発行済株式総数に対して70.54%（議決権数で70.54%）

の希薄化が生じます。よって、本第三者割当は、大規模な第三者割当に該当することから、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第 432 条に定める独立した第三者からの意見入手または株主の意思確認手続きを要することになります。

そこで、当社は、本資金調達の必要性及び相当性について、熊谷・田中・津田法律事務所の弁護士 田中達也氏、汐留パートナーズ法律事務所の弁護士 佐藤秀樹氏及び当社監査等委員社外取締役かつ独立役員である弁護士 棚田章弘氏の3名で構成された独立委員会に客観的な意見を求めました。独立委員会からは、下記のように資金調達の必要性（資金使途の合理性）、調達方法の相当性、発行条件の相当性等を総合的に勘案した結果、本件第三者割当は、債務超過を早期に解消するとともに、着実に売上を拡大し、黒字転換を図ることが必要である当社グループの現況に照らせば適切な方法であり、他の資金調達との比較においても相当であるとの意見を得、平成28年6月13日付で意見書をいただいております。

1 資金調達の必要性

「調達資金は、以下の目的のために使用されることが予定されています。

- ・先端医療機器の仕入
- ・ヘルスケア商品の仕入
- ・EndoSCA 自動培養装置の購入
- ・運転資金（未払経費）
- ・（有）ダイヤモンドムーンへの投資

貴社から提出を受けた資料及び情報によれば、（上記資金使途には）合理性及び相当性があり、資金調達の必要性が認められると考えられます。」

2 調達方法の相当性

(1) 第三者割当の選択

「債務超過となっており、かつ連続して損失を計上しているという貴社の財務状態において、金融機関から新規に借入を行うことは、現実的には困難であるといえ、エクイティ又はエクイティに転換可能な社債による資金調達を選択することは致し方ないと思います。

貴社の財務状態からして、公募増資、株主割当増資及びライツ・オファリングについては、応募があるか不透明であり、迅速な資金調達が必要な貴社の現況には照らせば、適した方法ではないといえます。また、ノンコミットメント型のライツ・オファリングについては、2 期連続の赤字を計上していることから、東京証券取引所の有価証券上場規程の定めにより実施することができません。

以上の理由から、第三者割当によることは、他の資金調達との比較においても相当であると考えます。」

(2) 割当先の選定及び調達方法の選択

① 新株式の発行

「貴社は、債務超過の状態にあることから、迅速に有利子負債を圧縮し、債務超過を縮小することができる DES は相当な方法であると考えます。

また、金融機関は一般に DES に応じることは難しいと思われまますので、田中茂樹氏、豊崎修氏、梅崎晋平氏及び Ibuki Japan Fund を DES の対象として選定したことについて相当性が認められるものと考えられます。」

② 新株予約権の発行

「合同会社 PTB 代表取締役である星野氏は、上場企業の IR 支援コンサルティングを行う株式会社 ADCC の代表取締役でもあり、貴社の事業を十分に理解した上で協力することを申し出ており、合同会社 PTB を割当予定先として選定することについて相当性が認められるものと考えられます。

前述の貴社の資金需要からすれば、行使が不確定である新株予約権よりも、迅速かつ確実な資金調達が可能である新株式の発行を行うことが望ましいといえますが、現在の貴社の経営成績及び財政状態において出資の引受先を探すこと自体が容易では無い状況において、迅速に資金調達の機会を得ることを目的として、割当予定先の意向を受け入れることは、やむを得ない選択であるといえます。また、新株予約権の発行条件として取得条項が付与され、状況に応じて貴社の選択により新株予約権の行使による希薄化を防止できる構造になっていることも併せて考えれば、新株予約権によることも相当性が認められるものと思われまます。」

③ 行使価額修正条項付新株予約権付社債の発行

「新株予約権の割当先の選定と同様、行使価額修正条項付新株予約権付社債の割当予定先の選定には相当性が認められます。

また、新株予約権付社債は迅速な資金調達が可能であることから貴社の資金需要からすれば相当性が認められると考えまます。さらに、株価が行使価額を下回っている状況では、株式への転換が行われず、社債の返済が必要となる行使価額固定型新株予約権付社債よりも、行使下限価額までの範囲であれば、株価が下落しても、株式の転換が行われ、社債の返済が不要となる行使価額修正条項付新株予約権付社債の方が、債務超過に陥っている貴社の現況に適した方法であるといえます。」

3 発行条件の相当性

(1) 株式

「新株式の発行条件、すなわち発行する新株式が普通株式であることからその発行価額の相当性については、日証協ルールに沿うものか否かを基準に判断することが妥当と考えまます。

そして、本新株式の発行価額は、貴社において、本増資に係る取締役会決議日の直前営業日からの東京証券取引所ジャスダック市場における普通取引の終値の 1 か月平均 (127.13

円)を勘案し、協議の結果、1株につき127円と決定し、当該発行価額は、本増資に係る取締役会決議日の終値から34.87%のディスカウント、同直前営業日からの1か月平均株価から0.10%のディスカウント、3か月平均株価から0.91%のプレミアム、6か月平均株価から2.52%のディスカウントとなっています。

この点、本新株式の発行価額は、直前営業日の終値に関してのみ、10%のディスカウントを超えることとなりますが、貴社の株価(終値)は平成28年6月9日を境に急騰しているところ、貴社のプレスリリースその他の開示情報及びマーケット全体の株価相場に鑑みても、かかる急騰に合理的理由は見当たらないものと思われ、かかる状況から、直前営業日の終値を基準とすることは必ずしも相当ではないと考えます。他方で、貴社は、本増資の決定に先立つ平成28年4月13日に平成28年11月期第1四半期に係る決算短信を発表していることから、当該発表を受けた貴社の市場株価を織り込んだ1か月平均株価及び3か月平均株価のうちより高い1か月平均株価を基準とすることには合理性が認められるといえ、かかる考え方は日証協ルールに反するものではないと考えます。

以上から、新株式の発行条件は相当であると認められます。」

(2) 新株予約権

「前提とする事実関係における重大な誤りはなく、また、かかる前提に基づく算定内容も一般的な手法であり、いずれに関しても、特段の不合理な点は見受けられないため、当該(第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社の)算定結果を基礎とする発行価額は、相当なものであると認めることができます。」

(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債

「前提とする事実関係における重大な誤りはなく、また、かかる前提に基づく算定内容も一般的な手法であり、いずれに関しても、特段の不合理な点は見受けられないため、当該(第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社の)算定結果を上回る発行価額とすることは、貴社において不利益はなく、相当なものであると認めることができます。」

9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績

(単位：千円)

	平成25年11月期	平成26年11月期	平成27年11月期
連結売上高	481,615	513,249	381,479
連結営業利益	△309,858	△419,615	△533,691
連結経常利益	△247,245	△323,560	△1,078,758
連結当期純利益	△192,490	△293,619	△1,199,974
1株当たり連結当期純利益(円)	△57.17	△36.97	△135.32
1株当たり配当金(円)	0	0	0
1株当たり連結純資産(円)	13.26	0.74	△63.73

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成28年6月13日現在)

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式総数	9,638,600株	100.0%
現時点の行使価額における潜在株式数	315,300株	3.27%
下限値の行使価額における潜在株式数	—	—
上限値の行使価額における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成25年11月期	平成26年11月期	平成27年11月期
始値	5,690円	320円	309円
高値	106,890円	538円	435円
安値	139円	278円	196円
終値	921円	323円	201円

(注) 平成25年12月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行いました。

② 最近6ヶ月間の状況

	平成27年 12月	平成28年 1月	平成28年 2月	平成28年 3月	平成28年 4月	平成28年 5月
始値	195円	175円	123円	126円	129円	118円
高値	207円	201円	165円	148円	129円	137円
安値	118円	112円	103円	122円	111円	115円

終 値	165 円	122 円	123 円	132 円	118 円	125 円
-----	-------	-------	-------	-------	-------	-------

③ 発行決議日直前取引日における株価

	平成28年6月10日
始 値	150円
高 値	195円
安 値	150円
終 値	195円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 第三者割当による新株式の発行

発 行 期 日	平成 25 年 9 月 12 日
調 達 資 金 の 額	507,109,680 円 (差引手取概算額)
発 行 価 額	20,790 円
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	27,321 株
当 該 募 集 に よ る 発 行 株 式 数	24,392 株
募 集 後 に お け る 発 行 済 株 式 総 数	51,713 株
割 当 先	田中茂樹 井上勇 木下佐智子 井上京子 ロー・ブン・ファ 眞城利浩 小野内伸次 梅村晋平 梅村文和 大榮産業株式会社 Ant Investments GmbH SG Investments, Ltd. Tiger Financial Managements GmbH 株式会社ジーティーアイ

発行時における 当初の資金使途	デットエクイティスワップによる債務の株式化
発行時における 支出予定時期	平成23年6月1日から平成25年7月31日まで
現時点における 充当状況	デットエクイティスワップによる債務の株式化

② ライツ・オフアリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当）による第5回新株予約権の発行

発行期日	平成25年11月11日
発行新株予約権数	51,713個（新株予約権2個につき1株）
発行価額	新株予約権1個につき6,500円
発行時における調達予定資金の額 （差引手取概算額）	336,128,000円（手取概算額296,128,000円） （新株予約権による発行調達額：0円） （新株予約権の行使による調達額：336,128,000円）
割当先	平成25年9月18日現在当社普通株式を保有する当社以外の株主
募集時における発行済株式数	51,713株
当該募集による潜在株式数	25,856株 行使価額：1株につき13,000円
現時点における行使状況	20,576株 なお、当社第5回新株予約権の権利行使期間は平成25年11月6日をもって終了し、行使されなかった新株予約権はすべて失権（消滅）したため、現時点における潜在株式数は0株です。
現時点における調達した資金の額 （差引手取概算額）	267,488,000円（手取概算額227,488,000円）
発行時における当初の資金使途	医療機器関連事業 医療機器製造販売事業 （メディエート社の転換社債型新株予約権付社債引受） 先端医療機器輸入販売事業 （先端医療機器の輸入代金、人件費） ETF専門投資顧問事業（人件費、事業開始資金）
現時点における充当状況	当初の資金使途に従い充当済みであります。

(別添)

I 新株式発行要項

1. 募集株式の種類及び数 当社普通株式 1,616,200株
2. 募集株式の払込金額 1株につき金127円
3. 発行価額の総額 205,257,400円
4. 出資財産の内容及び価額
 - 田中茂樹氏が当社に対して有する金銭債権 89,208千円の内 89,077千円
 - 豊崎修氏が当社に対して有する金銭債権 62,668千円の内 62,496千円
 - 梅村晋平氏が当社に対して有する金銭債権 33,904千円の内 33,693千円
 - Ibuki Japan Fund が当社に対して有する金銭債権 20,106千円の内 19,989千円
5. 申込期日 平成28年6月29日
6. 払込期日 平成28年6月30日
7. 株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - 増加する資本金の額 金102,628,700円 (1株につき63.5円)
 - 増加する資本準備金の額 金102,628,700円 (1株につき63.5円)
8. 募集又は割当方法 第三者割当の方法による
9. 割当予定先の氏名または名称及び割当株数
 - 田中茂樹 701,400株
 - 豊崎修 492,100株
 - 梅村晋平 265,300株
 - Ibuki Japan Fund 157,400株

II 新株予約権の発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社T&Cメディカルサイエンス第11回新株予約権(以下、「本新株予約権」という。)

2. 本新株予約権の払込金額の総額

金6,278,151円

3. 申込期間

平成28年6月29日

4. 割当日及び払込期日

平成28年6月29日

5. 募集の方法

第三者割当の方法により、本新株予約権を以下の通り割当てる。

合同会社PTB 17,391個

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式1,739,100株とする(本新株予約権1個当りの目的たる株式の数(以下、「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、下記第(2)号ないし第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が第10項の規定に従って行使価額(以下に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第10項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第10項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第10項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

17,391個

8. 各本新株予約権の払込金額

金361円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当りの金銭の額(以下、「行使価額」という。)は、115円とする。但し、第10項の規定に従って調整されるものとする。

10. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- ③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみな

して行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を 交付する場合調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号①ないし③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4)

- ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上

記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換、又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権を行使することができる期間
平成28年6月30日から平成30年6月29日までとする。

12. その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 本新株予約権の取得
本新株予約権の割当日以降、当社は、当社取締役会が別途定める日（以下「取得日」という。）の2週間前までに本新株予約権者に対する通知を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき金361円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。

14. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備

金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

15. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第11項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第19項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第19項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

16. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要する。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の総数引受契約に定められた諸条件を考慮し、一般的に評価方法として認められているモンテカルロ・シミュレーション法を基礎にして、他社の新株予約権の発行事例や公募増資事例に関する検討等を通じて合理的と見積もられる一定の水準を仮定して評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金115円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項記載のとおりとし、行使価額は取締役会決議日の直前取引日（平成28年6月10日）より遡って1ヶ月間における株価終値の平均値を基準として9.54%ディスカウントした価額とした。

19. 行使請求受付場所

株式会社T&Cメディカルサイエンス 業務部

20. 払込取扱場所

株式会社三菱東京UFJ銀行 新橋支店

21. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) その他本新株予約権発行に関し必要な細目的事項の決定は、当社代表取締役社長に一任する。

Ⅲ 無担保転換社債型新株予約権付社債（行使価額修正条項付）発行要項

1. 社債の名称

株式会社T&Cメディカルサイエンス第1回行使価額修正条項付無担保転換社債型新株予約権付社債（そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）

2. 社債の総額 金200,000,000円

3. 各社債の金額 金10,000,000円の1種

4. 払込金額 各本社債の金額100円につき金100円

5. 本新株予約権付社債の券面

本新株予約権付社債については、本新株予約権付社債を表章する新株予約権付社債券を発行しない。なお、本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。

6. 社債の利率

年率3%

7. 担保・保証の有無

本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

8. 申込期日

平成28年6月29日

9. 本社債の払込期日及び新株予約権の割当日

平成28年6月29日

10. 募集の方法

第三者割当ての方法により、合同会社PTBに全額を割り当てる。

11. 本社債の償還の方法及び期限

(1) 本社債は、平成29年6月28日にその総額を本社債の金額100円につき金100円で償還する。

- (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割（吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社が、本新株予約権付社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限る。）、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会で承認決議した場合、償還日の2週間前までに本新株予約権付社債権者に通知した上で、当該組織再編行為の効力発生日前に、残存する本社債の全部（一部は不可）を各社債の金額100円につき100円で償還する。
- (3) 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日の翌銀行営業日に、残存する本社債の全部（一部は不可）を各社債の金額 100円につき100円で償還する。
- (4) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
- (5) 当社は、本新株予約権付社債の発行後いつでもその時点で残存する本社債の全部又は一部を本社債の金額100円につき金100円での割合で、繰上償還日まで（当日を含む。）の未払経過利息（本社債の利息のうち、支払期が到来せず、まだ支払われていないものをいい、以下同様とする。）及び未払残高の支払とともに繰上償還することができる。買入れた本新株予約権付社債について消却を行う場合、本社債又は本新株予約権の一方のみを消却することはできない。

12. 本社債の利息支払の方法及び期限

- (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還日までこれを付し、平成28年9月1日を第1回の利払日としてその日までの分を支払い、その後毎年3月1日及び9月1日に、当該利払日の直前の利払日（第1回の利払日においては払込期日）の翌日から当該利払日までの期間（以下「利息計算期間」という。）について、各々その日までの利息計算期間相当分を支払う。但し、半年に満たない利息計算期間につき利息を計算するときは、1年を365日とする日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。
- (2) 利払日が銀行休業日にあたる時は、その支払いは当該利払日の直前の銀行営業日にこれを繰り上げる。
- (3) 本社債の償還後は、利息は発生しない。また、本新株予約権が行使された場合、当該本新株予約権に係る本社債の利息は、当該本新株予約権の行使請求の効力発生日の直前の利払日後は発生しない。

13. 本新株予約権の内容

- (1) 本社債に付された本新株予約権の数

本社債に付された本新株予約権の数は17,391個とする。

(2) 本新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

本株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

(3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法

(イ) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

(ロ) 本新株予約権1個の行使により、当社が当社普通株式を新たに発行またはこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行または処分を「交付」という。）する数は、次項記載の出資額を行使価額で除して得られる最大整数（以下「交付株式数」という。）とする。ただし、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。

(4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

(イ) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、本社債とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。なお、行使価額は、当初、115円とする。ただし、本項(ロ)及び(ハ)の規定に従って修正又は調整されるものとする。

(ロ) 転換価額の修正

平成28年6月29日（割当日）以降の毎週金曜日（以下「決定日」という。）の翌取引日以降、決定日（ただし、決定日に終値（気配値を含む。以下同じ。）のない場合または決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の終値のある取引日とする。以下同じ。）の株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）における当社普通株式の、当該日において有効な行使価額と当該日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額（1円未満切上げ。以下「基準価格」という。）を比較し、基準価格が行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額を当該基準価格に修正する。なお、本項で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後の行使価額は、本要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、基準価格が当初行使価額の50%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。ただし、本項（ハ）による調整を受ける。以下「下限行使価額」という。）を下回る場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とし、基準価格が当初行使価額の150%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。ただし、本項（ハ）による調整を受ける。以下「上限行使価額」という。）を上回る場合には、修正後の行使価額は上限行使価額とする。

(ハ) 転換価額の調整

- ① 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記②に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める

算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\begin{array}{r}
 \text{調整後} \\
 \text{転換価額}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{r}
 \text{調整前} \\
 \text{転換価額}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{r}
 \text{既発行普通} \\
 \text{株式数}
 \end{array}
 +
 \frac{
 \begin{array}{r}
 \text{交付普通} \\
 \text{株式数}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{r}
 \text{1株当たり} \\
 \text{の} \\
 \text{払込金額}
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{r}
 \text{時 価} \\
 \text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}
 \end{array}
 }$$

② 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及び調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 下記④(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

(ii) 株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(iii) 下記④(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記④(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）調整後の転換価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして転換価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

(iv) 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記④(ii)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整後の転換価額は、取得日の翌日以

降これを適用する。

(v) 本号(i)乃至(iii)の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号(i)乃至(ii)にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- ③ 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる場合は、転換価額の調整は行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- ④ (i) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (iii) 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日またかかる基準日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記②(v)の場合には、転換価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- ⑤ 上記②記載の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権付社債権者と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。
- (i) 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき。
- (ii) その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生によ

り転換価額の調整を必要とするとき。

(iii) 転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- ⑥ 転換価額の調整を行うときは、当社は、調整後の転換価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権付社債権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を书面で通知する。但し、上記②(v)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

- (5) 本新株予約権を行使することができる期間

平成28年6月30日から平成29年6月28日まで（以下「行使請求期間」という。）とする。但し、以下の期間については、本新株予約権を行使することができない。

(イ) 当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日

(ロ) 株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日

(ハ) 当社が、第11項第(2)号又は第(3)号に基づき本社債を繰上償還する場合は、償還日の前銀行営業日以降

(ニ) 当社が、第15項に基づき本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した時以降

- (6) 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

- (7) 本新株予約権の取得条項

本新株予約権の取得条項は定めない。

- (8) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

- (9) 本新株予約権の行使請求の方法

(イ) 本新株予約権付社債権者は、本新株予約権を行使する場合、当社が定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し行使に係る本新株予約権の内容及び数、新株予約権を行使する日等を記載してこれに記名捺印した上、行使請求期間中に第20項に定める行使請

求受付場所に提出しなければならない。

(ロ) 本号に従い行使請求が行われた場合、その後これを撤回することができない。

(ハ) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求書が行使請求受付場所に到達した日に発生する。

(10) 当社は、本新株予約権の行使の効力が発生した日以後、遅滞なく振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

14. 担保提供制限

当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも、担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。

15. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次のいずれかの事由が発生した場合には、本社債につき期限の利益を喪失する。

(イ) 当社が第11項又は第12項の規定に違反し、3銀行営業日以内にその履行がなされないとき。

(ロ) 当社が第13項第(4)号(ハ)、第13項第(10)号又は第14項の規定に違反し、本新株予約権付社債権者から是正を求める通知を受領したのち30日を経過してもその履行又は是正をしないとき。

(ハ) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

(ニ) 当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額(邦貨換算後)が5億円を超えない場合は、この限りではない。

(ホ) 当社が、当社の破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てをし、又は当社の取締役会において解散(合併の場合を除く。)の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。

(ヘ) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生法手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。

16. 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第 702 条但書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。

17. 元金支払事務取扱場所（元金支払場所）

株式会社T&Cメディカルサイエンス 業務部

18. 社債権者に対する通知の方法

本新株予約権付社債権者に対する通知は、当社の定款所定の公告の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告に代えて各本新株予約権付社債権者に対し 直接に通知する方法によることができる。

19. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも 2 週間前までに本社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第 719 条各号所定の事項を公告又は通知する。
- (2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本社債の種類（会社法第 681 条第 1 号に定める種類をいう。）の社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の 10 分の 1 以上にあたる社債を有する社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

20. 行使請求受付場所

株式会社T&Cメディカルサイエンス 業務部

21. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、繰上償還及び発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

22. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

以上